

第4章 騒音・振動

第4章 騒音・振動

1 騒音に係る環境基準

表4-1 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号、最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）

騒音に係る環境基準の地域の類型（平成24年3月23日豊田市告示第121号、最終改正平成30年6月26日豊田市告示第300号）

（単位：dB）

類型	該当地域	基準値				
		一般地域		道路に面する地域※		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
		午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時		午前6時～午後10時	午後10時～翌日午前6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	55	45	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60	55
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域			2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65	60
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60	50	車線を有する道路に面する地域		
	幹線交通を担う道路に近接する空間における特例（全地域共通）	70	65	（備考） 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。		

幹線交通を担う道路：

- （1）道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）
- （2）上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間：

次の車線数の区分に応じ道路端からの距離により範囲が特定される。

- （1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- （2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

※都市計画区域外については、環境基準の適用はありませんが、環境省通知（環水大自発第110914001号）に基づき、市街化調整区域とみなして評価しています。

2 環境騒音調査

【処理基準】

- ・騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成12年5月18日環大二第53号、最終改正平成23年9月14日環水大自発第110914001号）

【目的】

- ・騒音規制法第21条の2に基づき、状況を把握し環境基準との適否を評価、規制基準設定等騒音対策の基礎資料とします。

【調査計画】

- ・一般地域については、平成11年から定点で調査を実施しています。令和3年度に計画した、令和4年度～令和8年度の5年間の調査計画に基づき実施しています。
- ・道路に面する地域の評価対象路線・区画は、交通量、住居系用途地域の分布状況、D I D※の観点から37区画、地域性を考慮し、旧町村地域から各1区画ずつ6区画の計43区画を選定しました。この43区画を令和2年度から5年間で一巡するローリング調査を行っており、令和4年度はそのうち9区画を6地点で調査しました。

※D I D（人口集中地区）とは、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が5,000人以上を有する地域のことで

【調査概要】

（1）調査地点

表4-2-1 環境騒音調査地点

調査項目	概要	
環境騒音	一般地域	13地点
	道路に面する地域	6地点

※道路に面する地域は騒音規制法第18条に基づく常時監視

表4-2-2 環境騒音調査地点 一般地域の内訳

類型	挙母	高橋	上郷	高岡	猿投	足助	合計
A	2	1	1	-	1	-	5
B	2	-	1	2	1	1	7
C	1	-	-	-	-	-	1
計	5	1	2	2	2	1	13

(2) 測定方法及び評価手法

日本産業規格 Z8731 に定める等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベル (LAeq) によって評価することを原則とします。

(3) 環境基準の達成状況の地域としての評価方法

- ・ 一般地域 (道路に面する地域以外の地域) : 原則として一定地域ごとの当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価します。
- ・ 道路に面する地域 : 原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうちの環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することにより評価します。

【調査結果の概要】

(1) 一般地域

調査した 13 地点すべてで環境基準を達成しました。

表 4-3-1 一般地域における環境基準達成概要 (令和 4 年度)

類 型	A	B	C	合計
	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数	達成地点数／測定地点数
	達成率	達成率	達成率	達成率
昼 間	5 / 5	7 / 7	1 / 1	13 / 13
	100%	100%	100%	100%
夜 間	5 / 5	7 / 7	1 / 1	13 / 13
	100%	100%	100%	100%
昼間及び 夜間	5 / 5	7 / 7	1 / 1	13 / 13
	100%	100%	100%	100%

	A	B	C	地点数	割合
環境基準以下	5	7	1	13	100%
環境基準超過	0	0	0	0	0%
昼間のみ超過	0	0	0	0	0%
夜間のみ超過	0	0	0	0	0%
昼間夜間ともに超過	0	0	0	0	0%
	5	7	1	13	100%

表 4-3-2 一般地域における環境基準達成状況（令和 4 年度）

地点 番号	地点名	所在地	地域	調査期間	用途地域	類型	騒音レベル (LAeq) (単位：dB)		環境基準 (単位：dB)		適合 状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	本地田中山区民会館	田中町 3 丁目	拳母	R 4. 11. 30~12. 1	第 1 種中高層住居専用地域	A	46	42	55	45	○
2	浅間公園	梅坪町 1 丁目		R 4. 11. 27~28	第 1 種中高層住居専用地域	A	46	39			○
3	こまどり公園	陣中町 1 丁目		R 4. 11. 27~28	第 1 種住居専用地域	B	46	40			○
4	宮口一色区民会館	宮口町 1 丁目		R 4. 11. 30~12. 1	市街化調整区域	B	48	42			○
5	深田公園	深田町 4 丁目		R 4. 11. 27~28	準工業地域	C	51	46	60	50	○
6	谷下公園	市木町 1 丁目	高橋	R 4. 11. 27~28	第 1 種低層住居専用地域	A	51	43	55	45	○
7	永覚新町区民会館	永覚新町 3 丁目	上郷	R 4. 11. 30~12. 1	第 1 種中高層住居専用地域	A	47	39			○
8	寿恵野こども園	鴛鴨町畔畑		R 4. 11. 30~12. 1	市街化調整区域	B	51	44			○
9	竹村会館	竹町宮下	高岡	R 4. 11. 30~12. 1	第 1 種住居専用地域	B	45	38			○
10	高岡支所	高岡町長根		R 4. 11. 30~12. 1	市街化調整区域	B	46	42			○
11	乙部公園	乙部ヶ丘 1 丁目	猿投	R 4. 11. 27~28	第 2 種低層住居専用地域	A	46	39			○
12	亀首公園	亀首町八ツ口洞		R 4. 11. 27~28	市街化調整区域	B	42	37			○
13	足助資料館	足助町梶平	足助	R 4. 11. 27~28	都市計画区域外※	B	41	33			○

・「達成状況」○：適合 △：いずれかの時間帯で非適合 ×：すべての時間帯で非適合

※ 都市計画区域外については、市街化調整区域とみなして評価

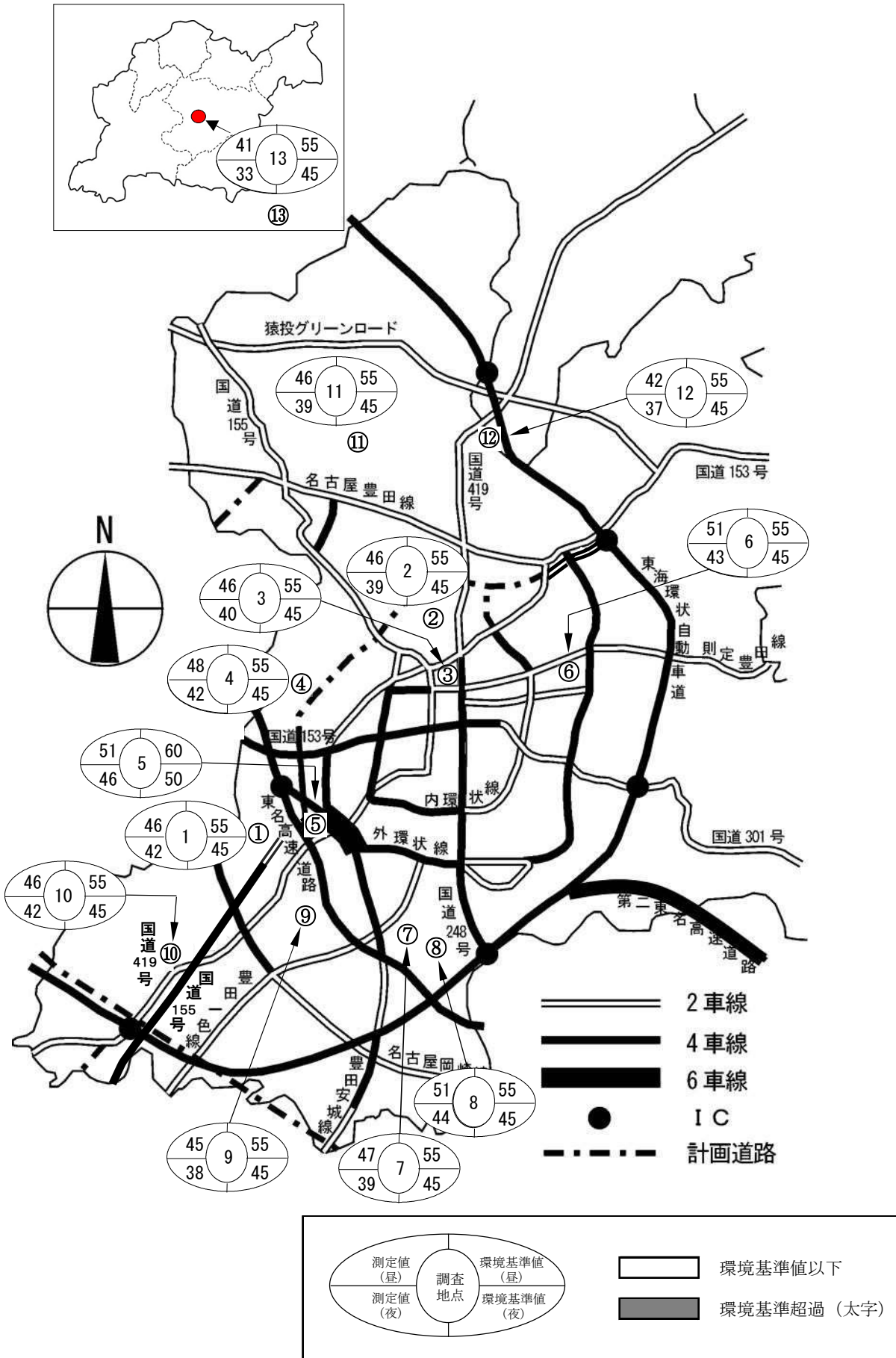


図4-1 環境騒音調査結果概要 (一般地域)

(2) 道路に面する地域

市内の6路線沿いの地点において面的評価を行ったところ、評価区間内5,533戸のうち昼・夜間ともに環境基準を達成したのは5,435戸で、達成率は98.2%でした。

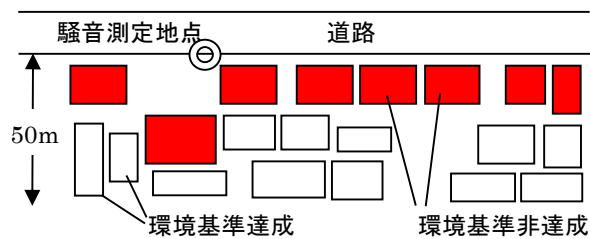
表4-4-1 道路に面する地域における環境基準達成概要(令和4年度)

	評価区間内 全戸数	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率
昼間	5,533	5,478	99.0%
夜間		5,436	98.2%
昼間夜間ともに		5,435	98.2%

(注) 面的評価

従来、道路に面する地域に係る騒音の環境基準については、地域を代表する騒音測定地点で騒音レベルを測定し、環境基準と比較する点的評価を行っていましたが、平成13年度測定分から、道路端から50mの範囲内のすべての住居等について、推計した騒音レベルと環境基準値と比較し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する面的評価を行っています。

<例>



騒音測定地点での騒音レベルから、個々の住居等の騒音レベルを推計



環境基準を達成する住居等の戸数と割合を把握

$$\text{環境基準達成率} = \frac{\text{環境基準達成戸数 (12戸)}}{\text{評価区間内全戸数 (20戸)}} = 60\%$$

表 4-4-2 道路に面する地域における環境基準達成状況（令和 4 年度）

地点 番号	路線名	住所	測定日	実測値 (LAeq) (単位 : dB)		評価区間			環境基準 達成戸数 (戸)			調査区 間内 全戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)		
				昼間	夜間	起点	終点	区間延長 (km)※	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	東名高速道路	聖心町 4 丁目	R4. 11. 22 R4. 11. 24 R4. 11. 25	69	67	鴛鴨町	美山町	6. 6	337	337	337	338	99. 7	99. 7	99. 7
2	名古屋豊田線	保見町四反田		70	64	保見町	平戸橋町	6. 6	1, 242	1, 242	1, 241	1, 247	99. 6	99. 6	99. 5
3	豊田安城線	永覚町上長根		69	65	美山町	福受町	9. 3	949	919	919	951	99. 8	96. 6	96. 6
4	保見浄水線	保見町四反田		67	64	浄水町	保見町	4. 6	1, 414	1, 402	1, 402	1, 461	96. 8	96. 0	96. 0
5	山之手第 37 号線	丸山町 5 丁目		65	59	丸山町	山之手	1. 5	579	579	579	579	100	100	100
6	平戸橋水源線	志賀町香九礼		61	54	室町	平戸橋町	8. 0	957	957	957	957	100	100	100
本年度評価区間合計									5, 478	5, 436	5, 435	5, 533	99. 0	98. 2	98. 2

※ 各評価区間の区間延長の合計は、道路の線形に合わせて GIS の図面上で計算されているため、センサスの区間延長と一致しない。

【調査結果】

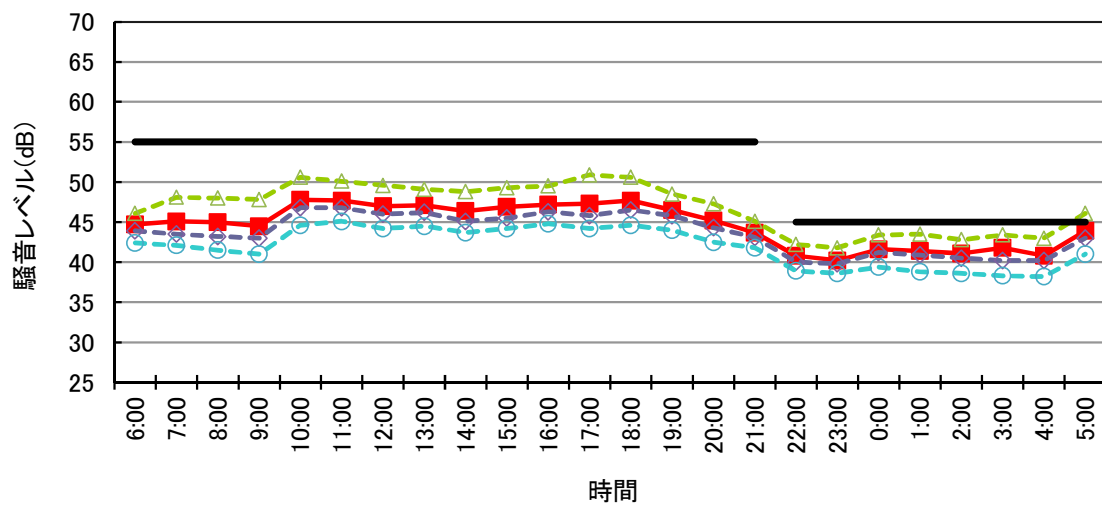
一般地域における環境騒音地点別調査結果

環境騒音 1 本地田中山区民会館 田中町3丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 44~48dB、「夜間」は 40~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 4 dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、航空機騒音が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水) ~ 12月1日(木)
------	--------------------------

■ LAeq
 ▲ LA5
 ◆ LA50
 ○ LA95
 環境基準



類型指定		A			
昼間	時間帯 平均値	52	46	47	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	49	43	45	42
	環境 基準	45			

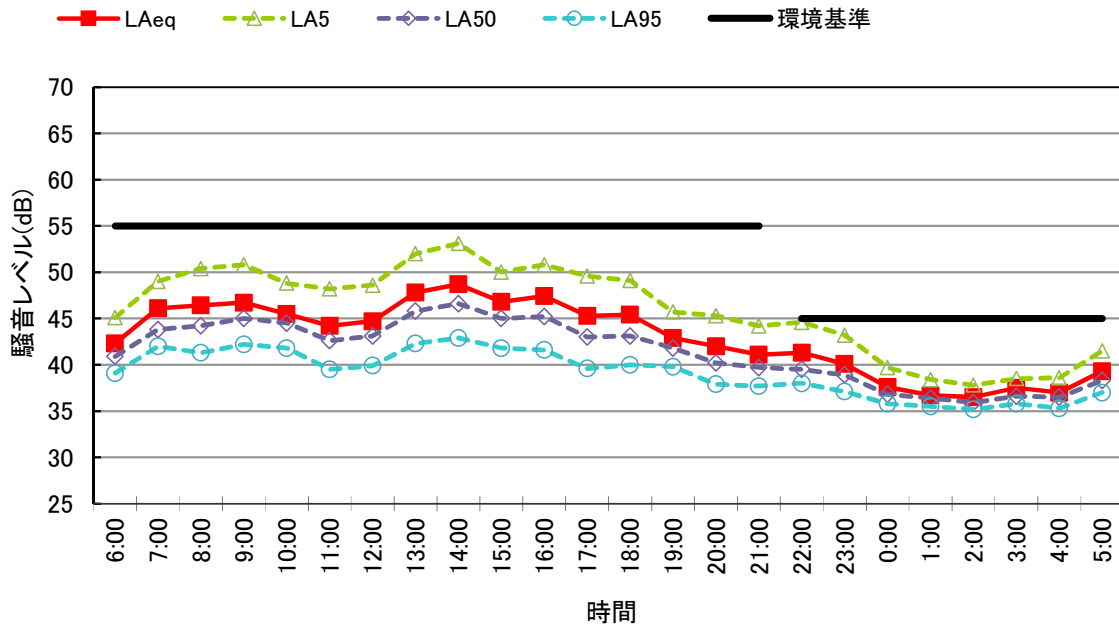


図 4-2-1 環境騒音調査結果 (田中町)

環境騒音 2 浅間公園 梅坪町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 41~49dB、「夜間」は 37~41dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は7 dB です。
- ・ 主な音源に、子どもの声、周辺の道路交通騒音、航空機騒音が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		A			
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	39
	環境 基準	45			

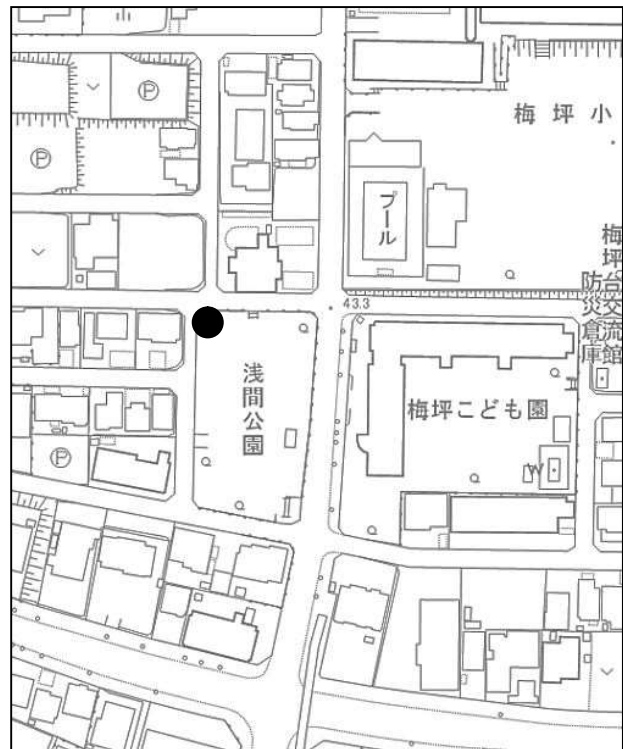
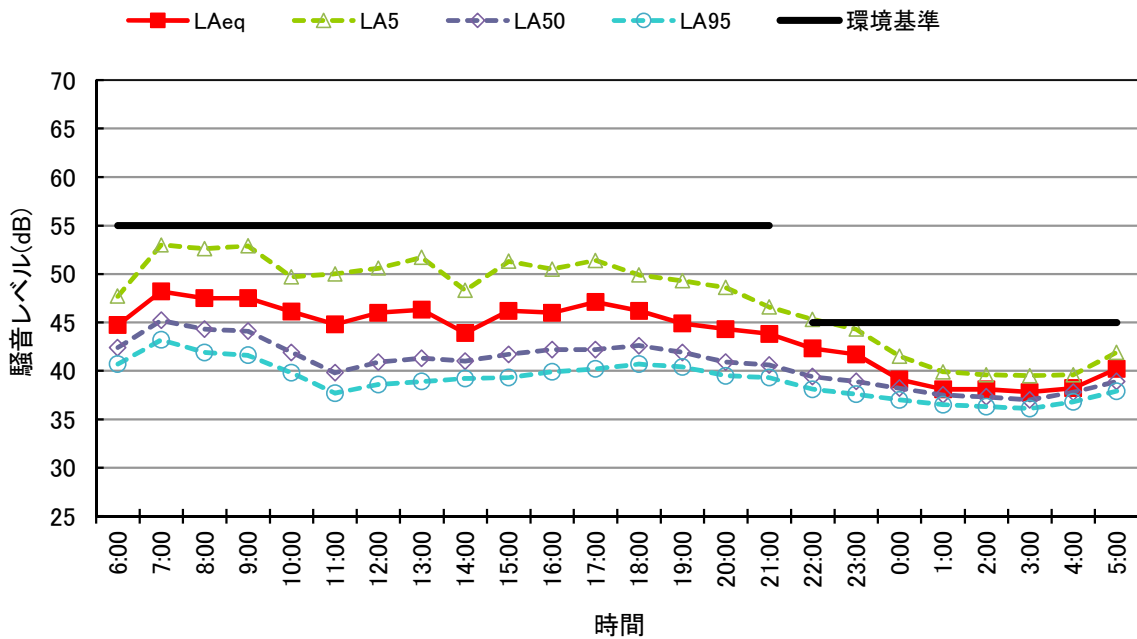


図 4-2-2 環境騒音調査結果 (梅坪町)

環境騒音3 こまどり公園 陣中町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 44~48dB、「夜間」は 38~42dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は6 dB です。
- ・ 主な音源に、子どもの声、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	時間帯 平均値	49	46	46	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	43	41	41	40
	環境 基準	45			

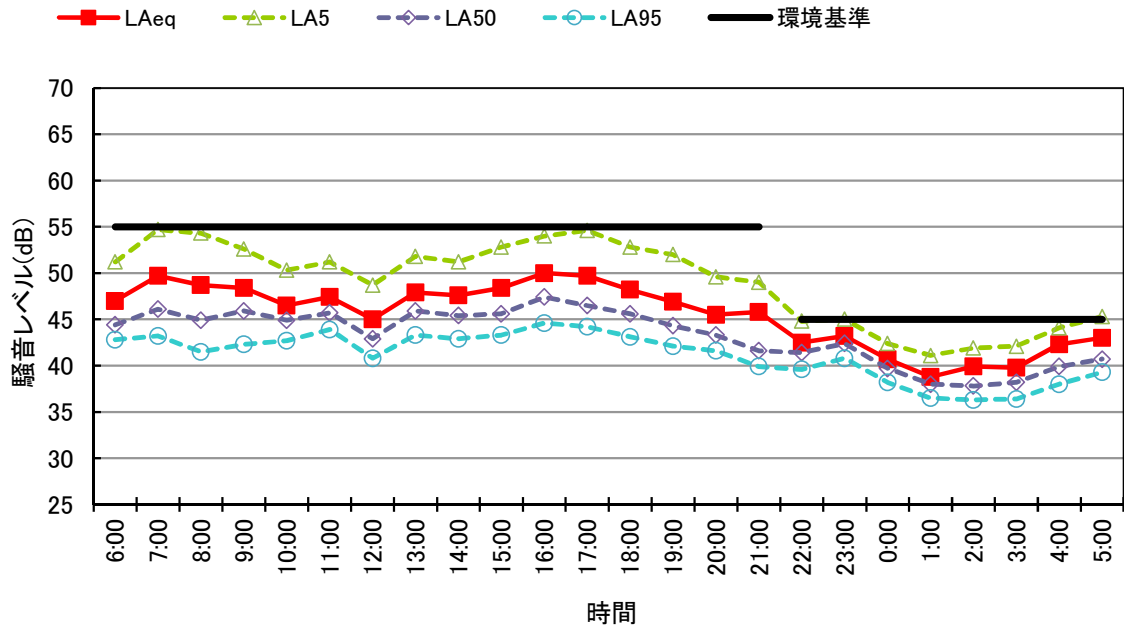


図4-2-3 環境騒音調査結果 (陣中町)

環境騒音 4 宮口一色区民会館 宮口町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 45~50dB、「夜間」は 39~43dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は6 dB です。
- ・ 主な音源に、子どもの声、周辺の道路交通騒音、航空機騒音、鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水) ~ 12月1日(木)
------	--------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	49	-	-	-	48
	55	55			
夜間	43	-	-	-	42
	環境基準	45			

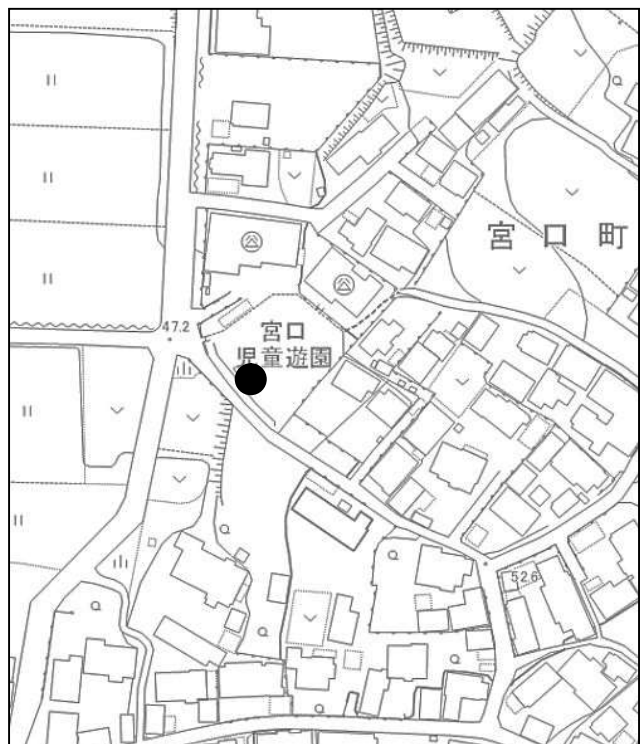
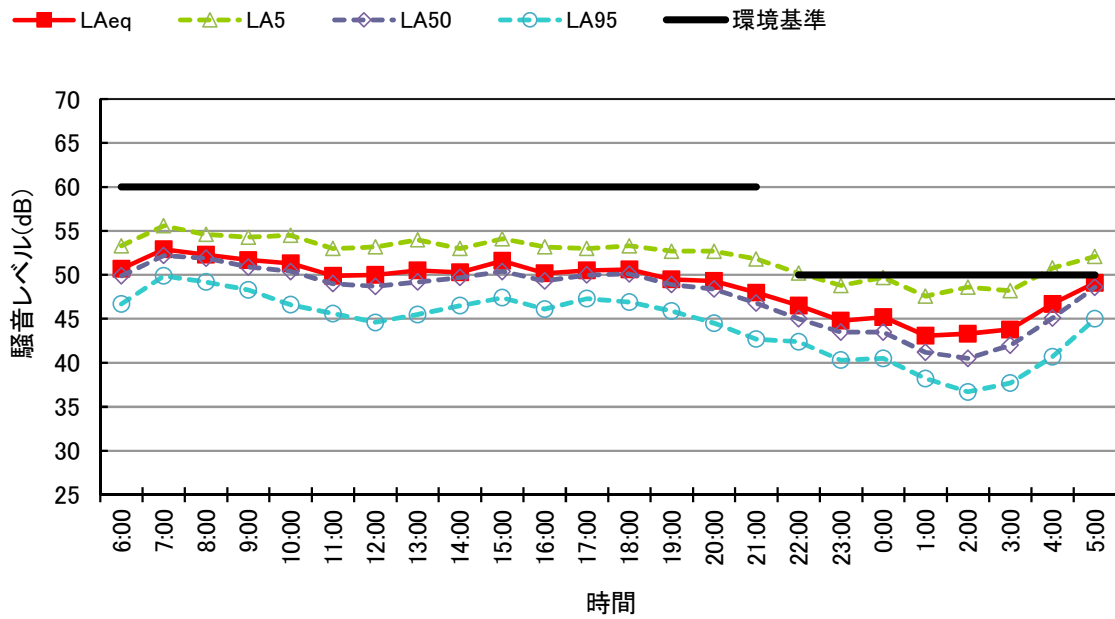


図4-2-4 環境騒音調査結果 (宮口町)

環境騒音5 深田公園 深田町4丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 48~53dB、「夜間」は 43~48dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は5 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音、鳥の鳴き声、航空機騒音、子どもの声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		C			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	51
	環境 基準	60			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	46
	環境 基準	50			

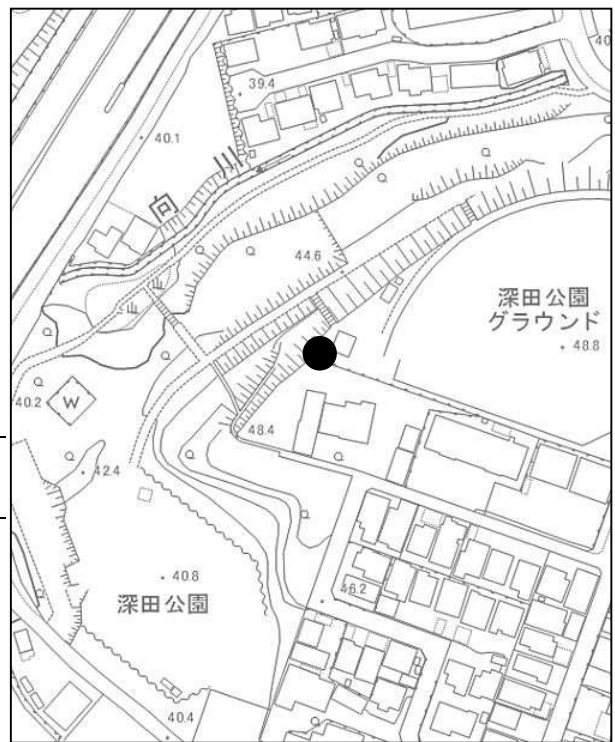
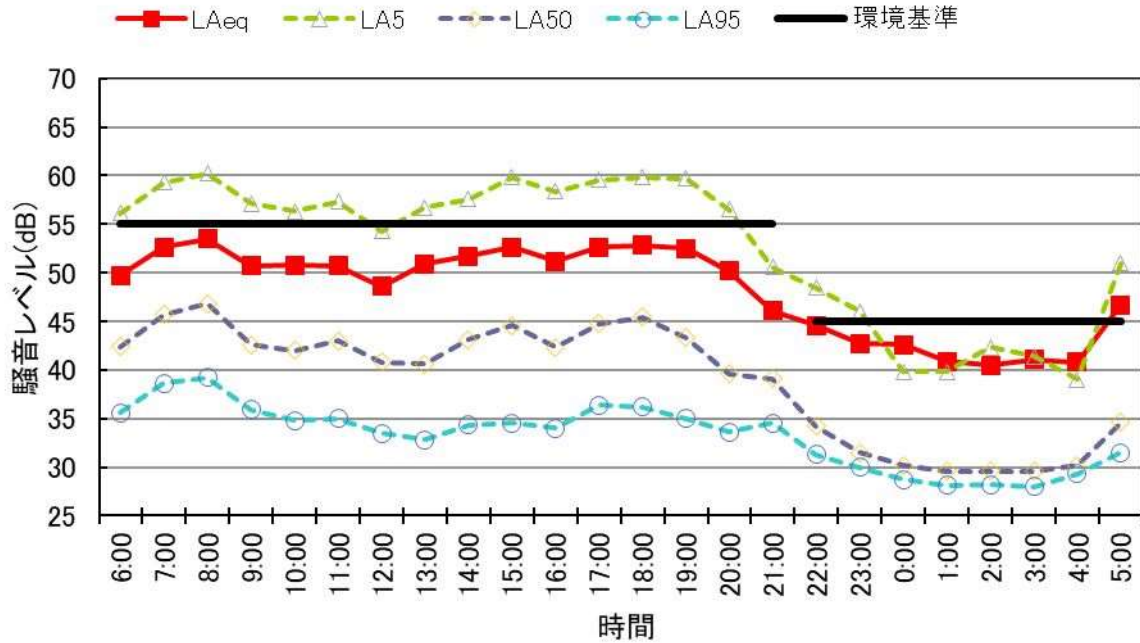


図4-2-5 環境騒音調査結果（深田町）

環境騒音 6 谷下公園 市木町1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 46~54dB、「夜間」は 41~47dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 8 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音、近隣生活騒音、鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		A			
昼間	時間帯 平均値	—	—	—	51
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	—	—	—	43
	環境 基準	45			

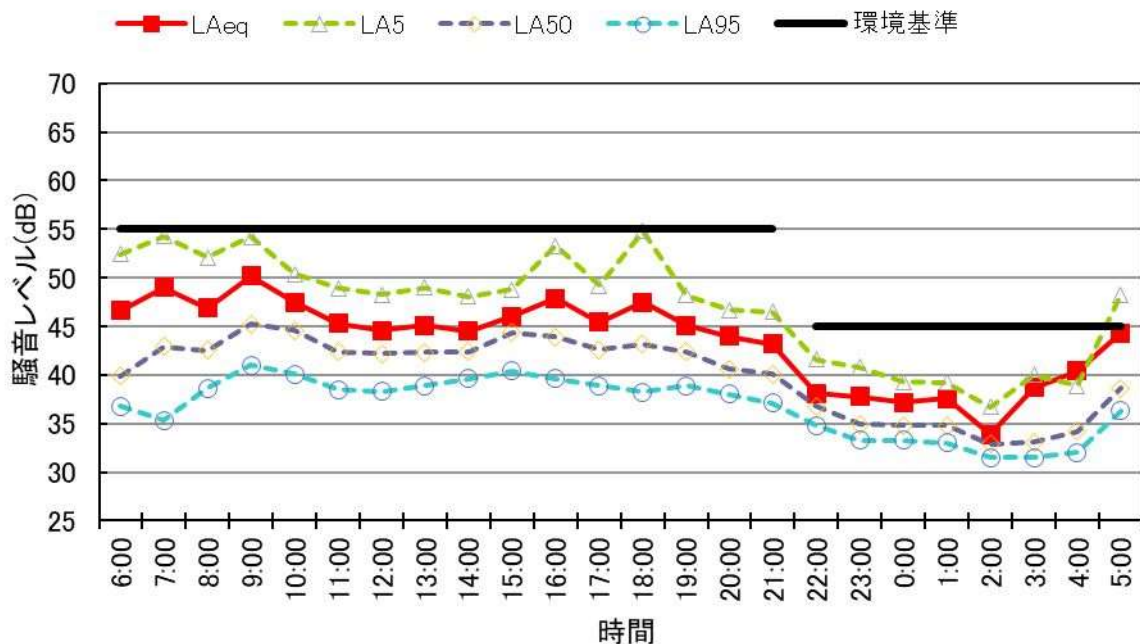


図 4-2-6 環境騒音調査結果 (市木町)

環境騒音 7 永覚新町区民会館 永覚新町3丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~50dB、「夜間」は 34~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は8 dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、航空機騒音、鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水) ~ 12月1日(木)
------	--------------------------



類型指定		A			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	時間帯 平均値	47	45	45	47
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	39	37	37	39
	環境 基準	45			

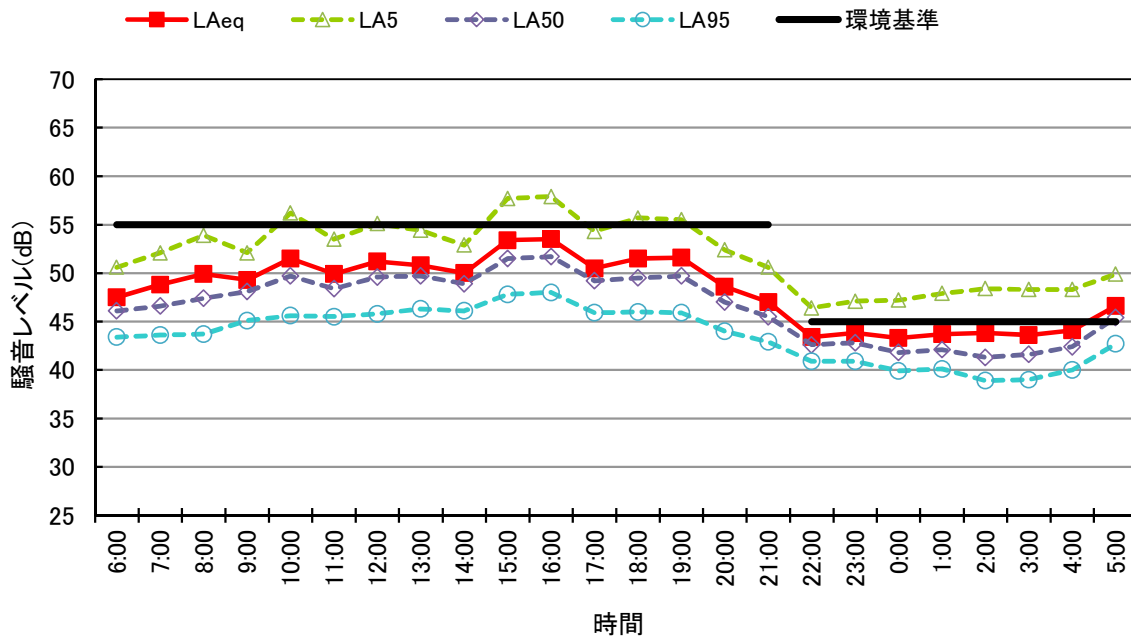


図4-2-7 環境騒音調査結果 (永覚新町)

環境騒音 8 寿恵野こども園 鷺鴨町畔畑

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 47~54dB、「夜間」は 43~47dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は7 dB です。
- ・ 主な音源に、こども園で遊ぶ園児の声、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、航空機騒音が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水) ~ 12月1日(木)
------	--------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	時間帯 平均値	51	50	50	51
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	45	45	46	44
	環境 基準	45			

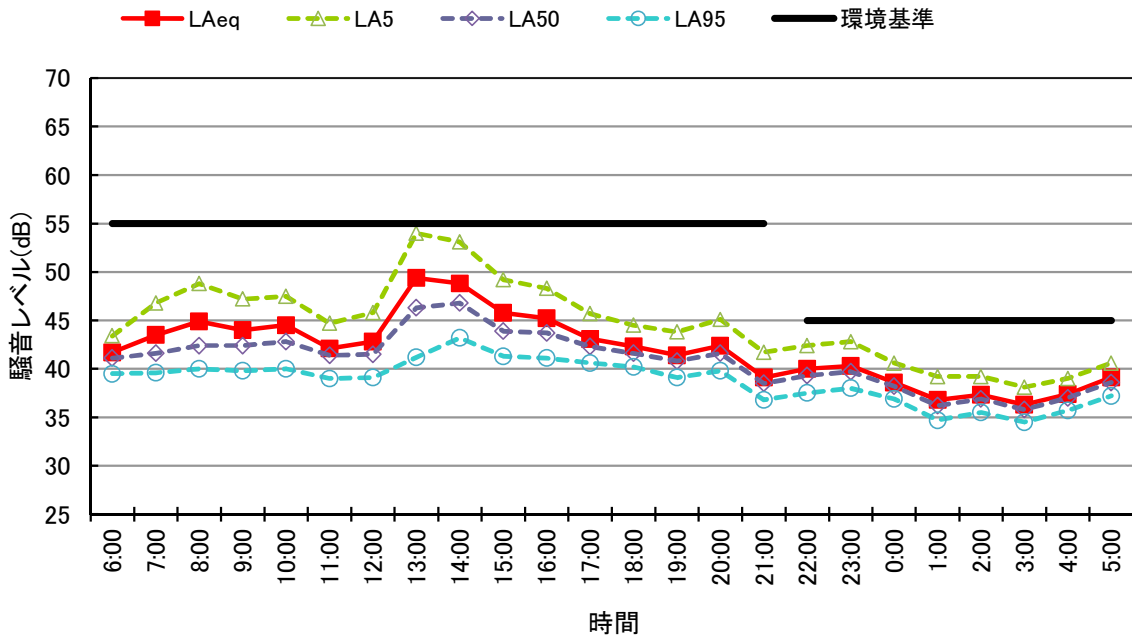


図4-2-8 環境騒音調査結果 (鷺鴨町)

環境騒音 9 竹村会館 竹町宮下

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 39~49dB、「夜間」は 36~40dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」のは 7dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、鉄道騒音、航空機騒音、鳥の鳴き声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水) ~ 12月1日(木)
------	--------------------------



類型指定		B			
L Aeq		R 1	R 2	R 3	R 4
昼間	時間帯 平均値	44	41	42	45
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	39	36	41	38
	環境 基準	45			

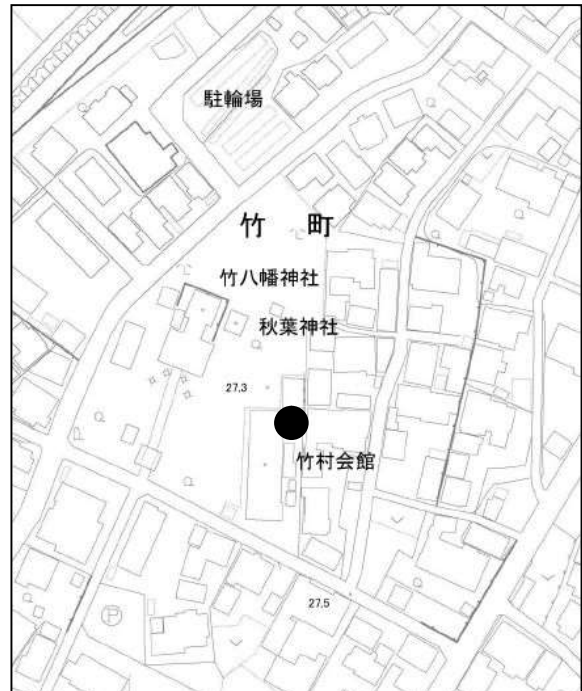
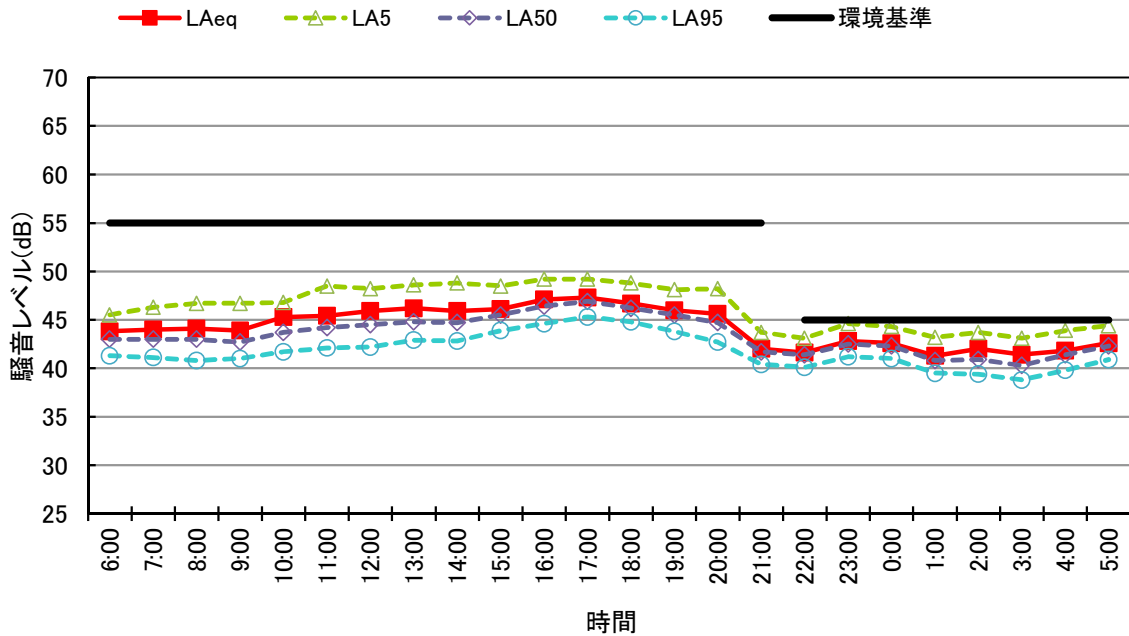


図 4-2-9 環境騒音調査結果 (竹町)

環境騒音 10 高岡支所 高岡町長根

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 42~47dB、「夜間」は 41~43dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」とも環境基準を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は 4 dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音が挙げられます。

調査期間	令和4年11月30日(水)~12月1日(木)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	46
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	42
	環境 基準	45			

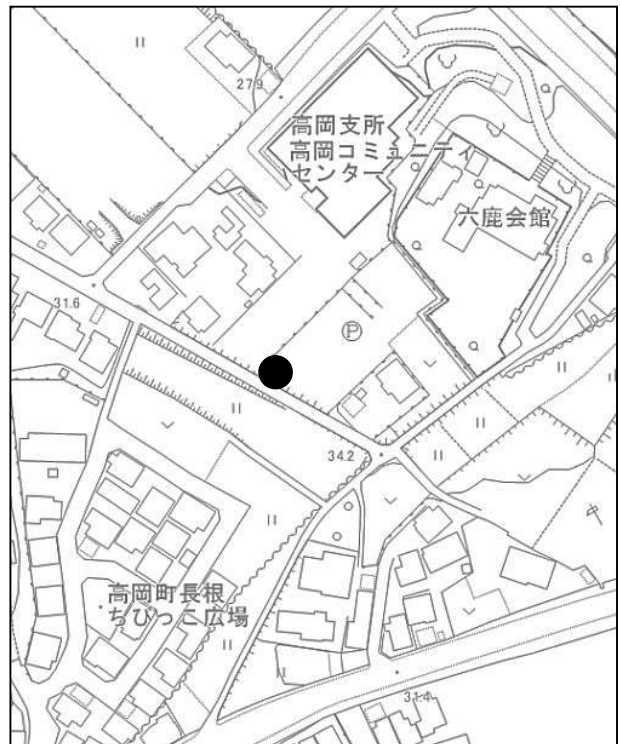
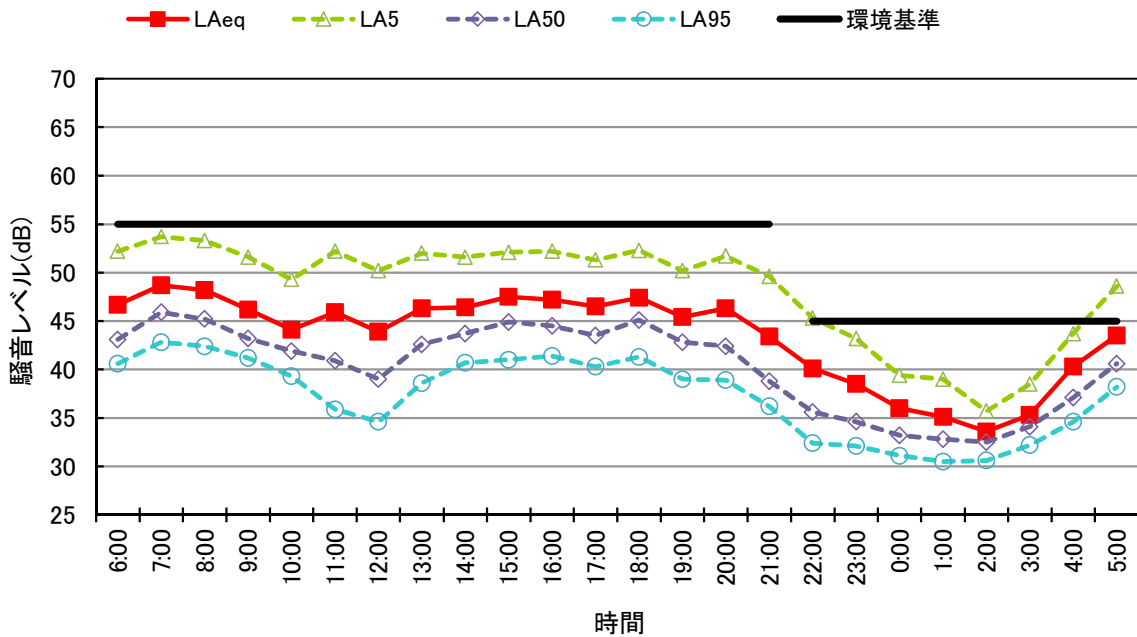


図4-2-10 環境騒音調査結果 (高岡町)

環境騒音 11 乙部公園 乙部ヶ丘1丁目

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 43~49dB、「夜間」は 34~44dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は7dB です。
- ・ 主な音源に、近隣生活騒音、周辺の道路交通騒音、航空機騒音、鳥の鳴き声、子どもの声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		A			
昼間	L Aeq	R 1	R 2	R 3	R 4
	時間帯 平均値	48	48	47	46
夜間	時間帯 平均値	43	41	40	39
	環境 基準	45			

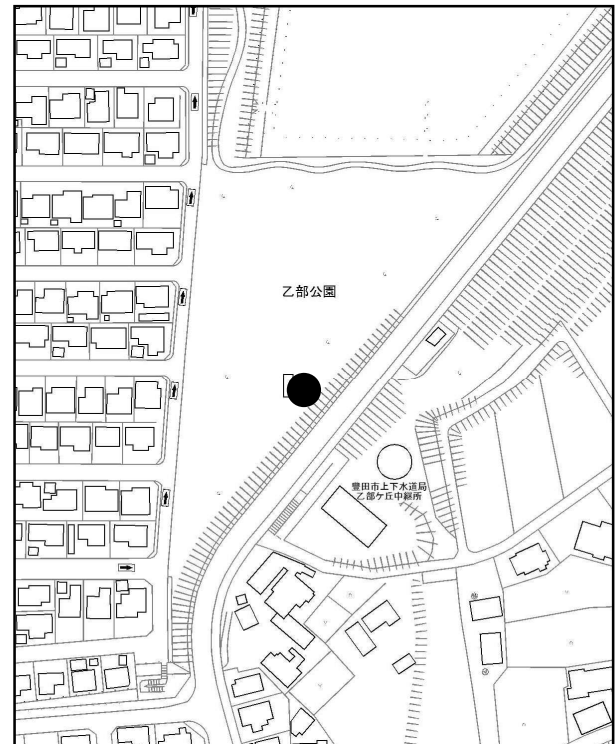
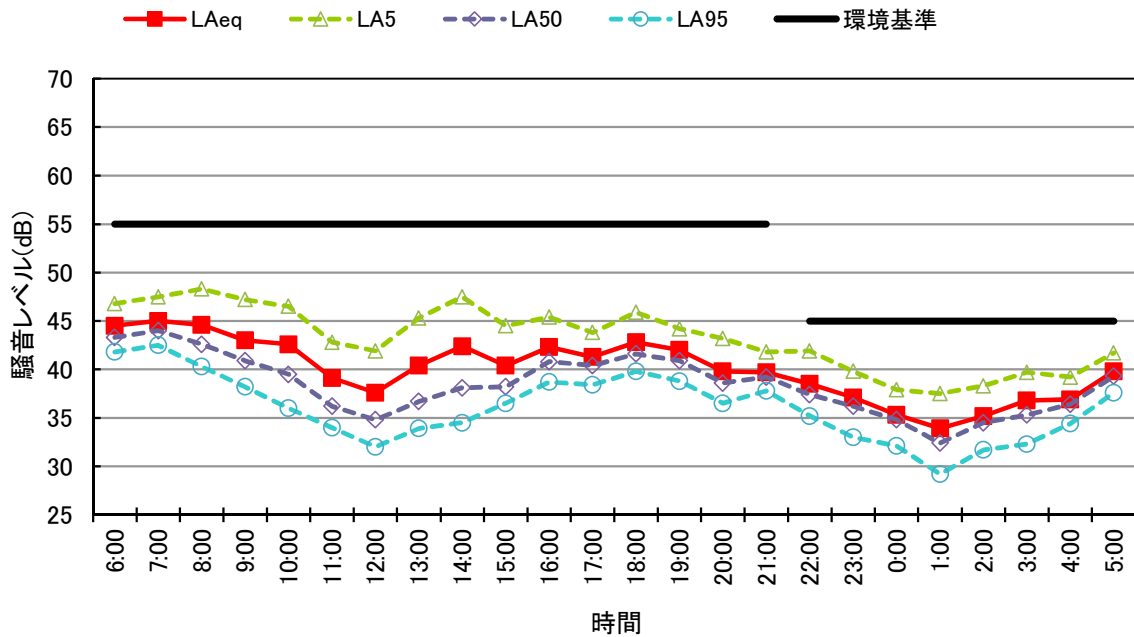


図4-2-11 環境騒音調査結果 (乙部ヶ丘)

環境騒音 12 亀首公園 亀首町八ツ口洞

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 38~45dB、「夜間」は 34~40dB で変動しています。「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は5 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音、鳥の鳴き声、子どもの声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	42
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	37
	環境 基準	45			

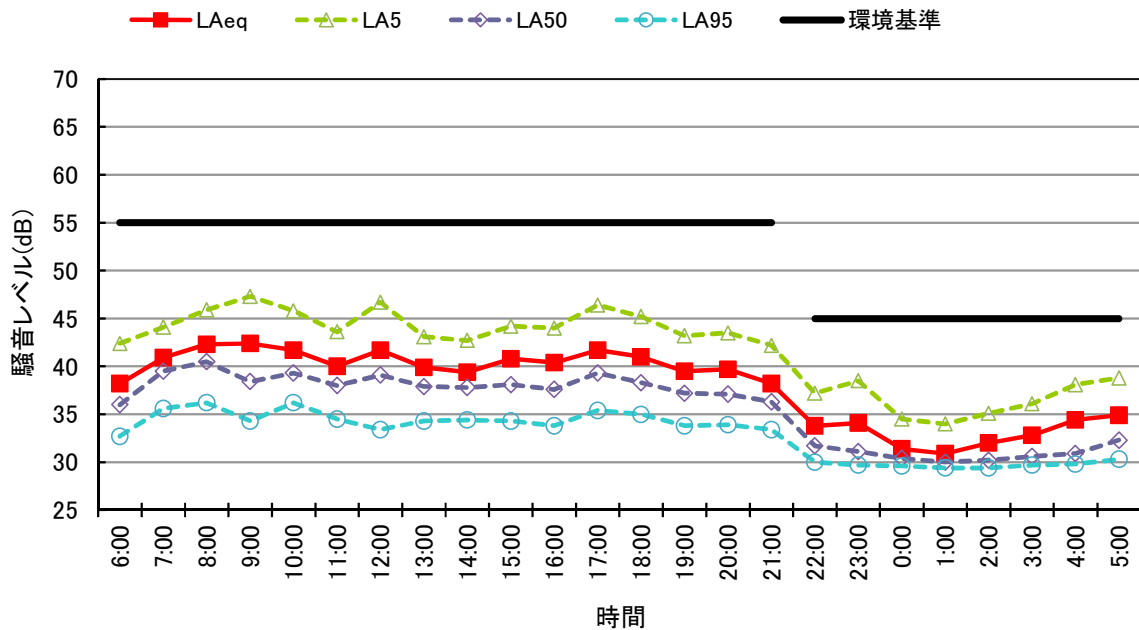


図4-2-12 環境騒音調査結果 (亀首町)

環境騒音 13 足助資料館 足助町梶平

- ・ 等価騒音レベル (LAeq) は、「昼間」は 38~42dB、「夜間」は 31~35dB で変動しています。また、「昼間」「夜間」ともに環境基準値を下回る結果となり、「昼間」と「夜間」の差は8 dB です。
- ・ 主な音源に、周辺の道路交通騒音、鳥の鳴き声、子どもの声、資料館訪問者の声が挙げられます。

調査期間	令和4年11月27日(日) ~ 28日(月)
------	------------------------



類型指定		B			
昼間	時間帯 平均値	-	-	-	41
	環境 基準	55			
夜間	時間帯 平均値	-	-	-	33
	環境 基準	45			



図4-2-13 環境騒音調査結果 (足助町)

3 自動車騒音・道路交通振動の要請限度調査

【要請限度】

要請限度とは、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べる事ができる限度のことをいいます。

表 4-5 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省令第 9 号）

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号）

（単位：dB）

区域の区分		道路に面する区域	時間の区分	
			昼間	夜間
a 区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	2 車線以上	70	65
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	1 車線	65	55
	準住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	2 車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域	1 車線	75	70
	準工業地域 工業地域	2 車線以上	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例 （全区域共通）			75	70

幹線交通を担う道路：道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

幹線交通を担う道路に近接する区域：2車線以下の道路の場合、敷地境界から15m、2車線を超える場合、敷地境界から20mを指す。

昼 間：午前6時から午後10時まで

夜 間：午後10時から翌日午前6時まで

表 4-6 道路交通振動の要請限度

振動規制法施行規則第 12 条第 1 項

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 63 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 302 号)

(単位：dB)

	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65	60
第 2 種区域	70	65

(注) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域

昼 間：午前 7 時から午後 8 時まで

夜 間：午後 8 時から翌日の午前 7 時まで

【根 拠】

- ・ 騒音規制法第 17 条第 1 項
- ・ 振動規制法第 16 条第 1 項

【目 的】

騒音規制法第 21 条の 2 及び振動規制法第 19 条に基づき、市内主要道路の騒音・振動の状況を把握し、要請限度値の適否を評価します。周辺環境を著しく損なっている場合には、道路管理者等へ働きかけを行います。

【調査概要】

- ・ 自動車騒音の調査地点は、平日 12 時間交通量、土地の利用状況、D I D[※]、地域性の観点から 30 地点を選定しています。5 年間（令和 2 年～令和 6 年度）で調査地点を一巡するローリング調査を行っており、令和 4 年度は 6 地点で騒音レベル及び交通量を調査しました。また、3 地点で振動レベルを調査しました。

※D I D（人口集中地区）とは、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の「国勢調査基本単位区・調査区」が隣接し、この人口が 5,000 人以上を有する地域である。

- ・ 自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められたときには、県公安委員会に対して対策を要請、道路管理者等に対して意見を具申します。

(1) 調査地点

自動車騒音… 6 地点（都市計画区域 6 地点）

道路交通振動… 3 地点

(2) 測定方法及び評価手法

騒音測定方法については、日本産業規格 Z8731 に準拠し、時間の区分ごとの全時間を

通じた等価騒音レベル（LAeq）によって評価することを原則とします。振動測定方法については日本産業規格Z8735に準拠し、時間の区分ごとに振動レベルL10（80%レンジの上端値）によって評価することを原則とします。

【調査結果の概要】

（１）自動車騒音調査

市内６地点で調査を行ったところ、６地点全てで要請限度を下回っていました。〈表４-７、表４-10、図４-３参照〉

（２）道路交通振動調査

市内３地点で調査及び評価を行ったところ、３地点全てで要請限度を下回っていました。〈表４-８、表４-11、図４-４参照〉

表4-7 令和4年度 自動車騒音調査結果（要請限度）

地点 番号	路線名	調査地点	調査日	用途地域	区域の 区分	車線数	騒音レベル (LAeq) (単位：dB)		要請限度 ^{※1} (単位：dB)		適合 ^{※2} 状況
							昼間	夜間	昼間	夜間	
1	東名高速道路	聖心町4丁目	R4.11.22 R4.11.24 R4.11.25	準工業地域	c区域 (幹線道路)	4	69	67	75	70	○
2	名古屋豊田線	保見町四反田		市街化調整区域	b区域 (幹線道路)	2	70	64			○
3	豊田安城線	永覚町上長根		市街化調整区域	b区域 (幹線道路)	4	69	65			○
4	保見浄水線	保見町四反田		市街化調整区域	b区域 (幹線道路)	4	67	64			○
5	山之手第37号線	丸山町5丁目		第1種住居地域	b区域 (幹線道路)	2	65	59			○
6	平戸橋水源線	志賀町香九礼		第1種住居地域	b区域 (幹線道路)	4	61	54			○

※1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

- ① 東名高速道路（聖心町4丁目）
- ② 名古屋豊田線（保見町四反田）
- ③ 豊田安城線（永覚町上長根）
- ④ 保見浄水線（保見町四反田）
- ⑤ 山之手第37号線（丸山町5丁目）
- ⑥ 平戸橋水源線（志賀町香九礼）

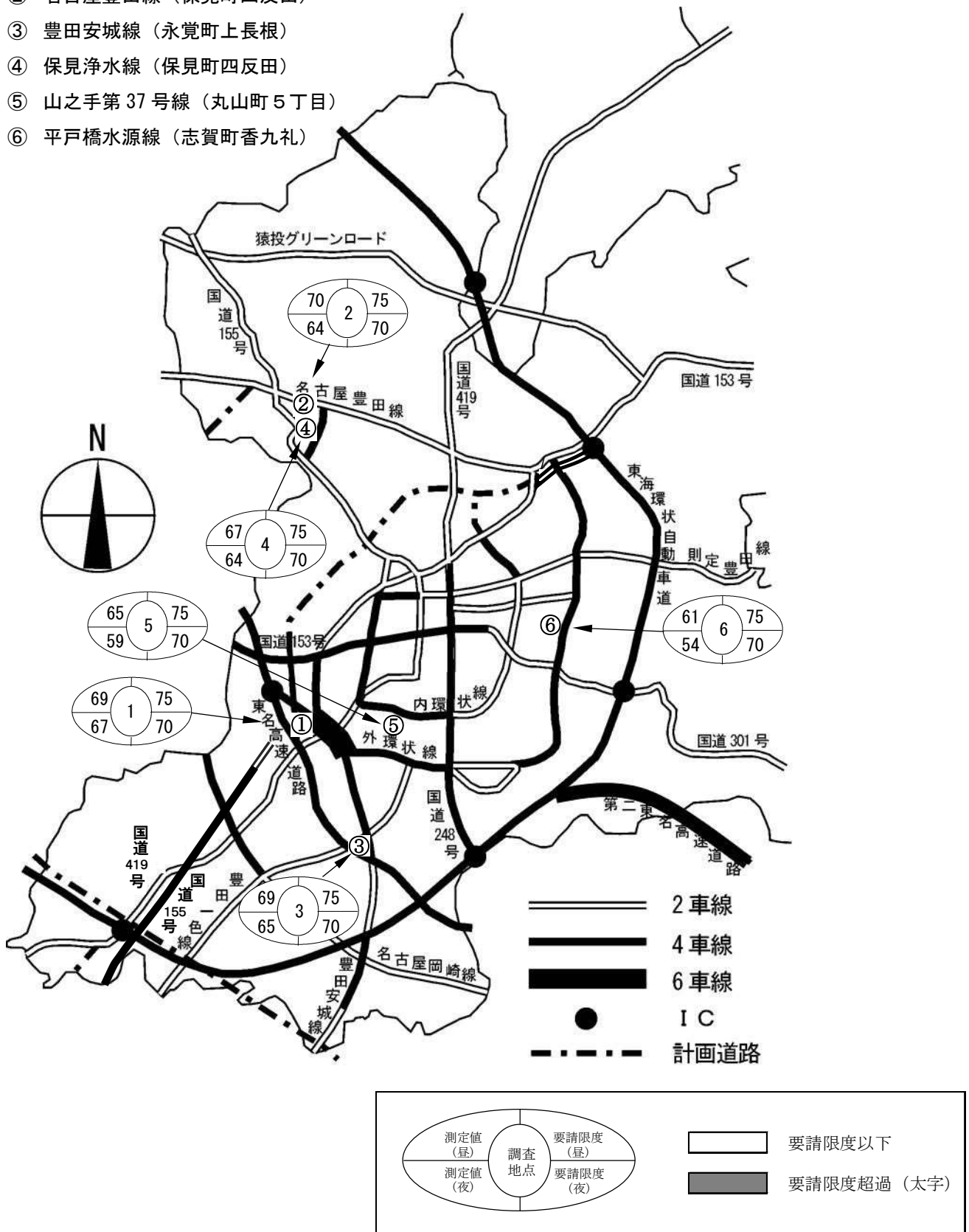


図4-3 自動車騒音 調査結果（令和4年度）

表 4-8 道路交通振動調査結果（令和 4 年度）

地点 番号	道路	調査地点	調査日	用途地域	区域の 区分	振動レベル (L ₁₀) (単位 : dB)		要請限度 ^{※1} (単位 : dB)		適合 ^{※2} 状況
						昼間	夜間	昼間	夜間	
1	名古屋豊田線	保見町四反田	R4.11.21 ~11.22	市街化調整 区域	第 2 種区域	39	29	70	65	○
2	豊田安城線	永覚町上長根		市街化調整 区域	第 2 種区域	37	33			○
3	平戸橋水源線	志賀町香九礼		第 1 種住居 地域	第 1 種区域	25未満	25未満	65	60	○

※1 要請限度は、幹線交通を担う道路に近接する区域にかかわる限度の特例による。

※2 適合状況 「○」適合 「△」いずれかの時間帯で不適合 「×」全ての時間帯で不適合

- ① 名古屋豊田線（保見町四反田）
- ② 豊田安城線（永覚町上長根）
- ③ 平戸橋水源線（志賀町香九礼）

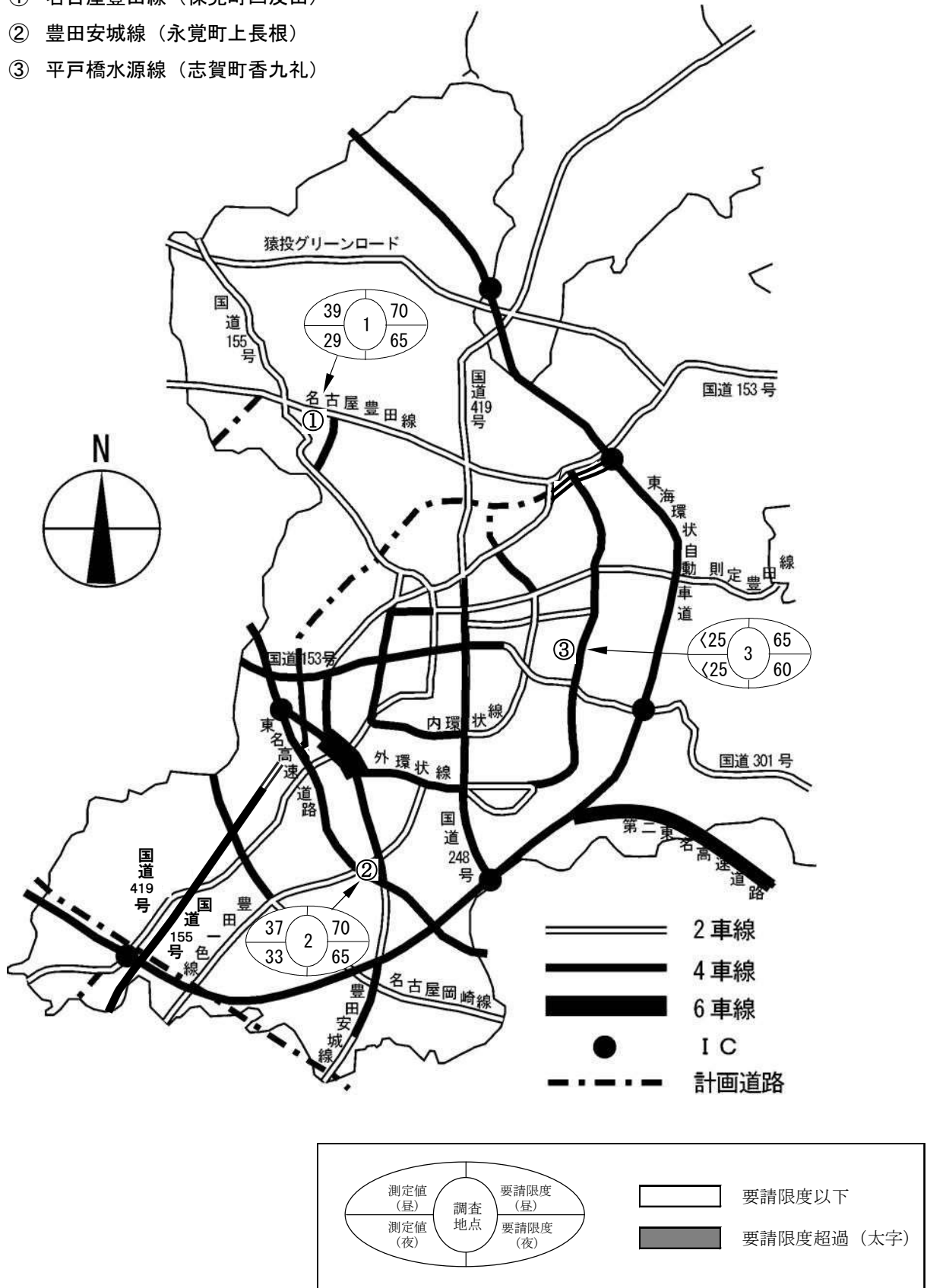


図 4-4 道路交通振動調査結果（令和 4 年度）

表 4-9 令和 4 年度 道路交通量調査結果

地点 番号	道路	調査日時		交通量 (台/10分)									大型車 混入率 (%)	平均速度 (km/h)	
				測定側				測定反対側				合計 台数		測定 側	測定 反対 側
				大型 Ⅰ	大型 Ⅱ	小型 車	二 輪	大型 Ⅰ	大型 Ⅱ	小型 車	二 輪				
1	東名高速道路 (聖心町4丁目)	R4.11.21	8:40~8:50	32	43	266	0	47	36	201	0	625	25.3	83	89
			16:10~16:20	54	20	173	0	40	48	232	2	569	28.5	91	105
2	名古屋豊田線 (保見町四反田)	R4.11.22	9:30~9:40	11	5	49	2	5	4	45	0	121	20.7	41	40
			16:00~16:10	3	3	63	1	6	2	57	0	135	10.4	39	33
3	豊田安城線 (永覚町上長根)	R4.11.22	8:00~8:10	8	12	114	0	7	9	89	1	240	15.0	58	64
			17:20~17:30	8	4	99	2	9	3	93	0	218	11.0	48	42
4	保見浄水線 (保見町四反田)	R4.11.22	9:00~9:10	6	7	60	1	8	3	71	2	158	15.2	46	54
			16:20~16:30	5	2	99	1	5	3	64	0	179	8.4	48	54
5	山之手第37号線 (丸山町5丁目)	R4.11.24	8:00~8:10	1	1	61	0	3	2	77	1	146	4.8	37	37
			16:40~16:50	0	1	49	5	0	3	56	0	114	3.5	36	41
6	平戸橋水源線 (志賀町香九礼)	R4.11.24	8:50~9:00	5	1	59	2	9	11	59	0	146	17.8	44	50
			16:00~16:10	3	2	61	0	5	2	90	0	163	7.4	42	44

【調査結果】

(1) 自動車騒音調査

ア 自動車騒音 1 東名高速道路（聖心町4丁目）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車、車両のボイスアラーム以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-1 自動車騒音調査結果

調査地点	聖心町4丁目		区域の区分	準工業地域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	69	67		
要請限度	75	70		
(適否)	○	○		

道路状況	車道幅員	25.0m
	路面	排水性アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道端からの距離	11.0m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



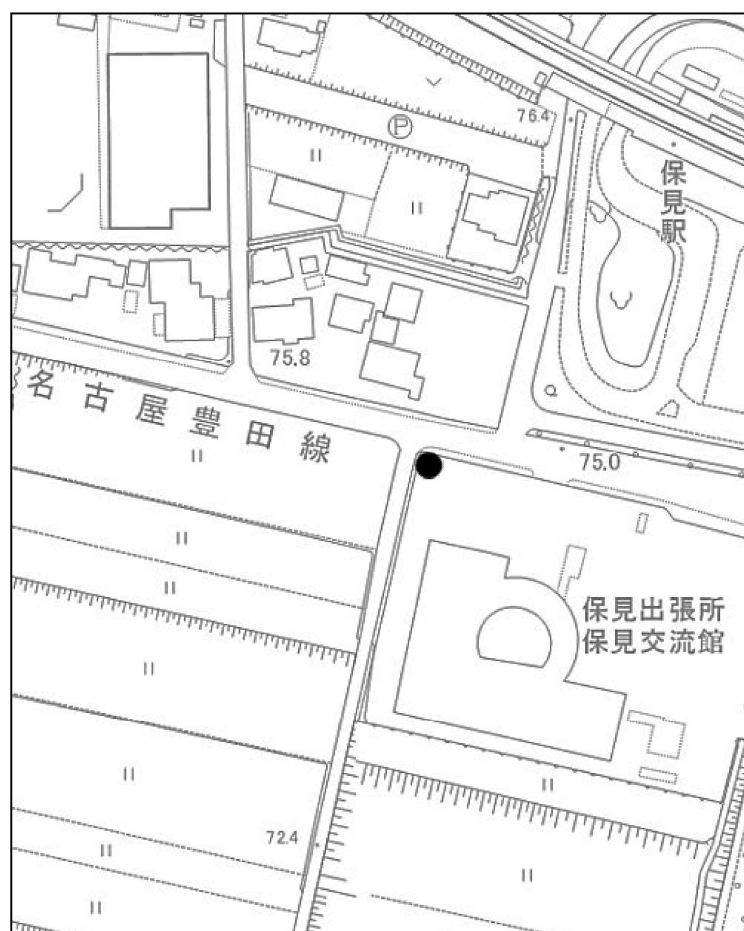
イ 自動車騒音 2 名古屋豊田線（保見町四反田）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車、航空機騒音、クラクション以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-2 自動車騒音調査結果

調査地点	保見町四反田		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	70	64		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	7.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道端からの距離	2.1m
	道路敷地境界からの距離	0.0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



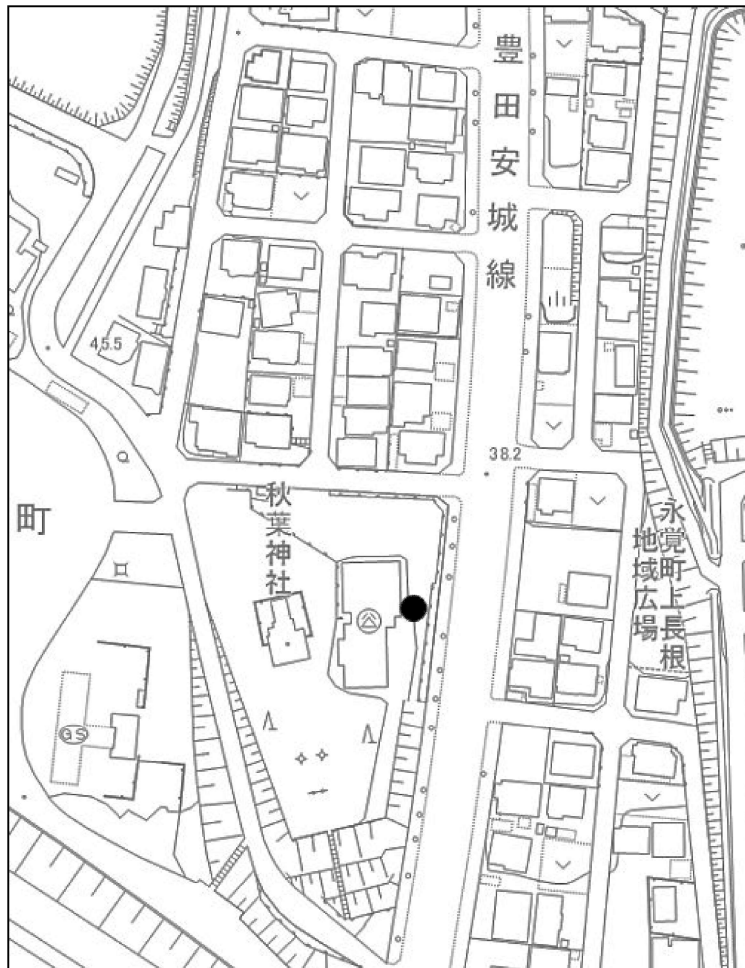
ウ 自動車騒音3 豊田安城線（永覚町上長根）

- ・ 等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 緊急車両、改造車、歩行者の声以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-3 自動車騒音調査結果

調査地点	永覚町上長根		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	69	65		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	13.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道端からの距離	5.2m
	道路敷地境界からの距離	1.5m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・坂道	



エ 自動車騒音 4 保見浄水線（保見町四反田）

- ・ 等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 緊急車両、改造車以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-4 自動車騒音調査結果

調査地点	保見町四反田		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	67	64		
要請限度 (適否)	75 ○	70 ○		

道路状況	車道幅員	13.8m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道端からの距離	3.1m
	道路敷地境界からの距離	0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



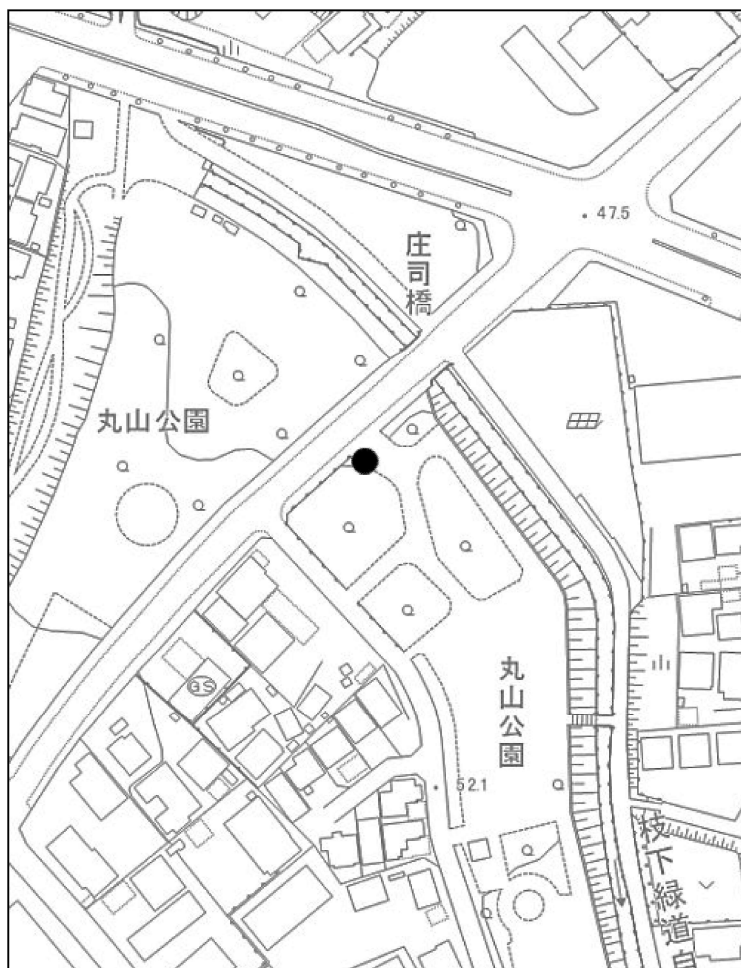
オ 自動車騒音5 山之手第37号線（丸山町5丁目）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・緊急車両、改造車、ブレーキ音、歩行者の声、犬の鳴き声以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表4-10-5 自動車騒音調査結果

調査地点	丸山町5丁目		区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	65	59		
要請限度 (適否)	75	70		
	○	○		

道路状況	車道幅員	7.7m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	2.5m
	道路敷地境界からの距離	0m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・平坦	



カ 自動車騒音6 平戸橋水源線（志賀町香九礼）

- ・等価騒音レベル(LAeq)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・改造車以外に自動車騒音に影響のある音源は見られませんでした。

表 4-10-6 自動車騒音調査結果

調査地点	志賀町香九礼		区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和4年11月22日(火)、24日(木)、25日(金)			
調査結果	昼間	夜間		
	61	54		
要請限度	75	70		
(適否)	○	○		

道路状況	車道幅員	13.0m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	5.5m
	道路敷地境界からの距離	3.5m
	地上からの高さ	1.2m
周辺状況	直線・坂道	



(2) 道路交通振動調査

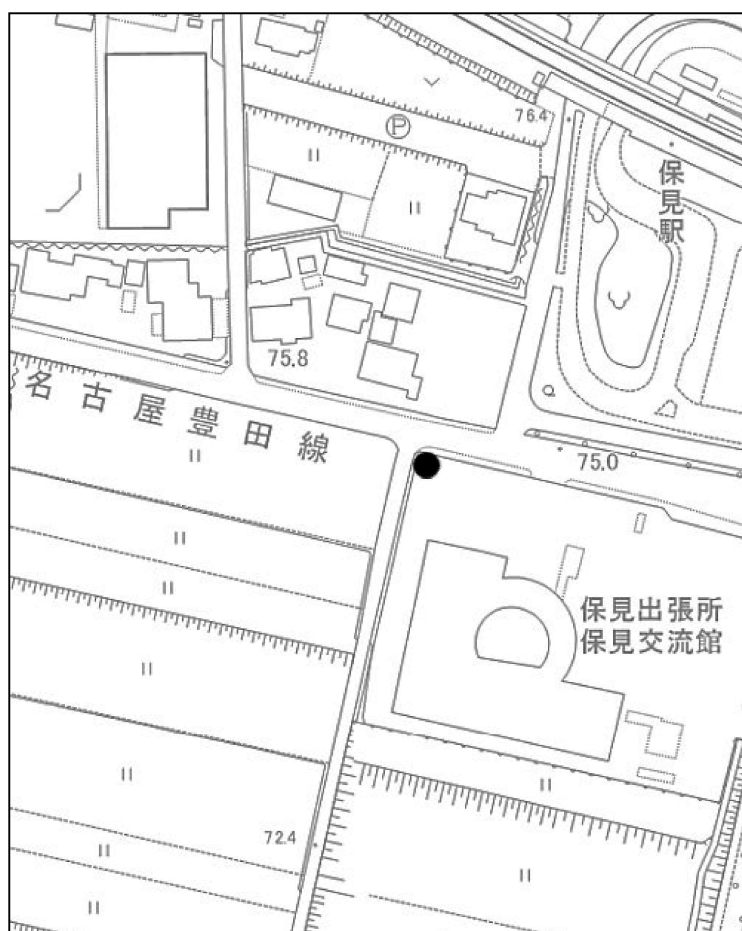
ア 振動1 名古屋豊田線（保見町四反田）

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表 4-11-1 道路交通振動調査結果

調査地点	保見町四反田		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和4年11月21日(月)～22日(火)			
調査結果	昼間	夜間		
	39	29		
要請限度 (適否)	70	65		
	○	○		

道路状況	車道幅員	7.2m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	2車線
測定位置	車道部端からの距離	2.1m
	道路敷地境界からの距離	0m
周辺状況	直線・平坦	



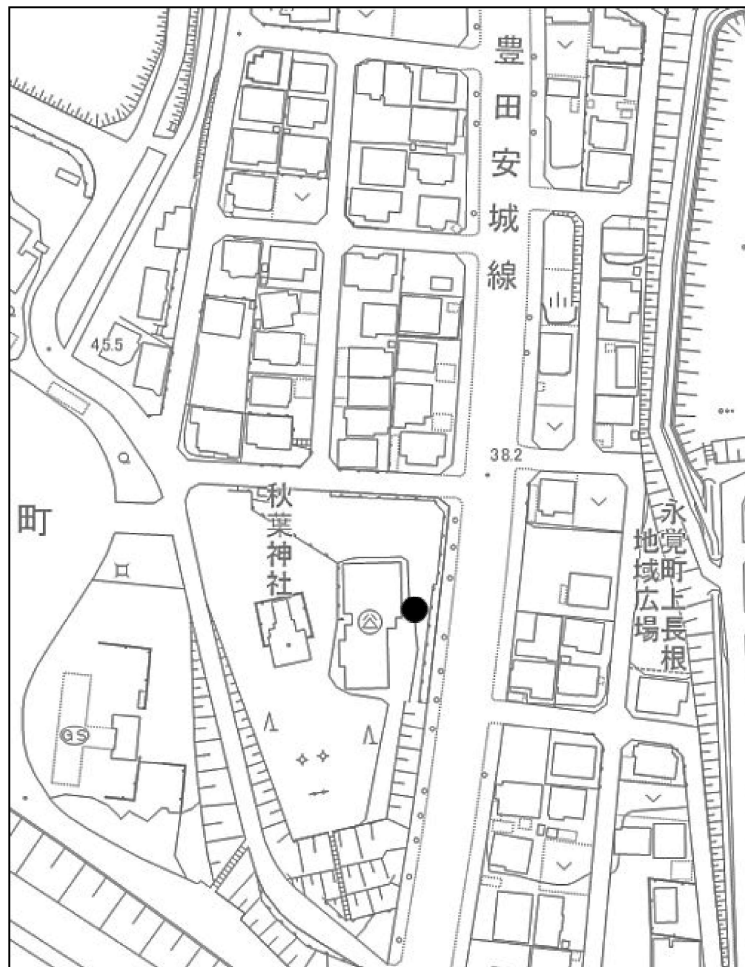
イ 振動2 豊田安城線（永覚町上長根）

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表 4-11-2 道路交通振動調査結果

調査地点	永覚町上長根		区域の区分	市街化調整区域
調査日	令和4年11月21日(月)～22日(火)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	37	33		
要請限度	70	65		
(適否)	○	○		

道路状況	車道幅員	13.5m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	5.2m
	道路敷地境界からの距離	1.5m
周辺状況	直線・坂道	



ウ 振動3 平戸橋水源線（志賀町香九礼）

- ・ 振動レベル(L₁₀)は、「昼間」「夜間」とともに要請限度を下回りました。
- ・ 道路交通振動以外に振動に影響のある振動源は見られませんでした。

表 4-11-3 道路交通振動調査結果

調査地点	志賀町香九礼		区域の区分	第1種住居地域
調査日	令和4年11月21日(月)～22日(火)			
調査結果	昼間	夜間	/	
	<25	<25		
要請限度 (適否)	65	60		
	○	○		

道路状況	車道幅員	13.0m
	路面	密粒アスファルト
	車線数	4車線
測定位置	車道部端からの距離	5.5m
	道路敷地境界からの距離	3.5m
周辺状況	直線・坂道	



4 騒音・振動防止対策

(1) 工場等の規制基準

ア 騒音

(ア) 騒音規制法

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号)

騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定

(平成 10 年 3 月 13 日豊田市告示第 62 号、最終改正 平成 30 年 6 月 26 日豊田市告示第 301 号)

表 4-12-1 特定工場等における騒音の規制基準

(単位：dB)

	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日午前 6 時まで
第 1 種区域	45	40		40
第 2 種区域	50	45		40
第 3 種区域	60	55		50
第 4 種区域	65	60		55

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

第 2 種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

第 4 種区域：工業地域

【備考】

第 3 種区域内(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の各地域内においては、昼間、朝、夕及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分、都市計画区域で用途地域の定められていない地域においては夕のうち午後 6 時から午後 7 時まで及び夜間のうち午後 9 時から午後 10 時までの時間区分を除く。)に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する

特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準値は、上の表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音）

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正 令和 2 年 3 月 30 日環境省告示第 35 号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、最終改正令和 4 年 3 月 25 日条例第 15 号）

表 4-12-2 特定工場等における騒音の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	朝	夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	45		40	40
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50		45	40
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65		60	50
工業地域	70		65	60
工業専用地域	75		75	70
その他の地域	60		55	50

【備考】

ア 上の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地

域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

イ 振動

（ア）振動規制法

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定

（平成10年3月13日豊田市告示第63号、最終改正 平成30年6月26日豊田市告示第302号）

表4-13-1 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

		昼間	夜間
		午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第1種区域	1	60	55
	2	65	55
第2種区域	1	65	60
	2	70	65

第1種区域 1：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域

2：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第2種区域 1：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

2：工業地域

【備考】

ア 工業地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域の当該接する境界線から当該工業地域内へ50メートルの範囲内（備考アの適用を受ける区域を除く。）における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

(イ) 県民の生活環境の保全等に関する条例（振動）

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

（昭和51年11月10日環境庁告示第90号、最終改正 平成27年4月20日環境省告示第65号）

県民の生活環境の保全等に関する条例

（平成15年3月25日条例第7号、最終改正令和4年3月25日条例第15号）

表4-13-2 特定工場等における振動の規制基準

（単位：dB）

地域の区分	昼間	夜間
	午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日午前7時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	60	55
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60
工業地域	70	65
工業専用地域	75	70
その他の地域	65	60

【備考】

ア 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

イ 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（アの適用を受ける区域を除く。）。

(2) 届 出

ア 特定工場等

【根 拠】

- ・騒音規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例
 - 第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第13条第2項、第14条第3項
- ・振動規制法第6条、第7条、第8条、第10条、第11条

【届出件数】

表 4-14 騒音・振動関係届出件数（令和4年度）

	法律		県条例		合計
	騒音規制法	振動規制法	騒音	振動	
設置	18	17	23	25	83
使用	0	0	1	0	1
使用全廃	8	6	5	6	25
数変更	13	29	17	13	72
防止の方法変更	0	0	1	1	2
使用の方法変更		1			1
氏名等変更	65	53	88	100	306
承継	6	4	5	7	22
みなし廃止	1	1	1	1	4
施設の修正	0	0	0	0	0
合計	111	111	141	153	516

【該当施設数】

表 4-15-1 騒音規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,593
2 空気圧縮機及び送風機	3,124
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	173
4 織機	17
5 建設用資材製造機械	26
6 穀物用製粉機	2
7 木材加工機械	106
8 抄紙機	1
9 印刷機械	115
10 合成樹脂用射出成形機	982
11 鋳造型機	6
計	7,145
昨年度合計	7,148

(令和5年3月31日現在)

表 4-15-2 振動規制法に係る特定施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	2,831
2 圧縮機	1,597
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	189
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	4
6 木材加工機械	3
7 印刷機械	61
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	1
9 合成樹脂用射出成形機	1,087
10 鋳造型機	6
計	5,782
昨年度合計	5,813

(令和5年3月31日現在)

表 4-16-1 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る騒音発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	4,725
2 空気圧縮機及び冷凍機	11,021
3 土石又は鉱物用の破砕機、磨砕機、ふるい及び分級機	149
4 織機	3
5 建設用資材製造機械	6
6 穀物用製粉機	0
7 木材加工機械	43
8 抄紙機	0
9 印刷機械	41
10 合成樹脂用射出成形機	500
11 鋳造型造型機	16
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	356
13 送風機及び排風機	8,811
14 走行クレーン	879
15 洗びん機	0
16 真空ポンプ	189
計	26,739
昨年度合計	26,430

(令和5年3月31日現在)

表 4-16-2 県民の生活環境の保全等に関する条例に係る振動発生施設数

施設名	特定施設数
1 金属加工機械	3,158
2 圧縮機及び冷凍機	12,358
3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	111
4 織機	3
5 コンクリートブロックマシン	0
6 木材加工機械	2
7 印刷機械	25
8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	73
9 合成樹脂用射出成形機	500
10 鋳造型機	16
11 穀物用製粉機	0
12 ティーセルエンジン及びガソリンエンジン	345
13 送風機及び排風機	9,890
計	26,481
昨年度合計	26,185

(令和5年3月31日現在)

【該当事業所数】

表 4-17 騒音・振動関係事業所数

	事業所数
騒音規制法	858
振動規制法	694
県条例（騒音）	1,026
県条例（振動）	1,114

(令和5年3月31日現在)

イ 特定建設作業

【根 拠】

- ・騒音規制法第14条
- ・振動規制法第14条
- ・県民の生活環境の保全等に関する条例第46条

【届出件数】

表 4-18 特定建設作業届出件数（令和4年度）

環境保全課	旭支所	足助支所	稲武支所	小原支所	下山支所	藤岡支所	電子	合計
1,655	31	44	33	7	30	25	485	2,310

表 4-19-1 特定建設作業別届出件数（騒音関係）（令和4年度）

＜騒音規制法関係＞

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	41	4	45
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	695	7	702
4 空気圧縮機を使用する作業	147	9	156
5 コンクリートプラントなどを設けて行う作業	1	1	2
6 バックホウを使用する作業	24	12	36
7 トラクターショベルを使用する作業	7	0	7
8 ブルドーザーを使用する作業	10	0	10
合 計	925	33	958

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	1	0	2	0	0	0	0	3
2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 さく岩機を使用する作業	6	5	17	10	3	5	0	46
4 空気圧縮機を使用する作業	1	13	9	14	1	7	0	45
5 コンクリートプラントなどを 設けて行う作業	0	0	0	1	0	1	0	2
6 バックホウを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
7 トラクターショベルを使用す る作業	0	0	0	0	0	0	0	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
9 鉄筋コンクリート造などの建 造物を解体、破壊する作業	162	0	1	0	0	0	0	163
10 コンクリートミキサーを用い る作業など	527	14	34	21	7	18	17	638
11 コンクリートカッターを使用 する作業	520	14	9	7	4	8	15	577
12 ブルトーザーなどを用いる整 地、掘削の作業	1,556	22	42	27	6	30	19	1,702
13 ロードローラーなどを使用す る作業	643	10	19	21	5	14	15	727
合 計	3,416	78	133	101	26	83	66	3,903

※ 6～8は法律のみ該当作業

表4-19-2 特定建設作業別届出件数（振動関係）（令和4年度）

<振動規制法>

特定建設作業の種類	環境保全課	藤岡支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	50	4	54
2 鋼球を使用して建築物 などを破壊する作業	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	20	0	20
4 ブレーカーを使用する作業	590	11	601
合 計	660	15	675

<条例関係>

特定建設作業の種類	環境 保全課	旭 支所	足助 支所	稲武 支所	小原 支所	下山 支所	藤岡 支所	合計
1 くい打機などを使用する作業	1	0	3	0	0	1	4	9
2 鋼球を使用して建築物などを破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
3 舗装版破碎機を使用する作業	2	0	1	0	0	2	0	5
4 ブレーカーを使用する作業	5	10	24	18	5	6	11	79
合 計	8	10	28	18	5	9	15	93

【参考資料】

表 4-20 騒音規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（騒音関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	防止の方法の変更の届出			
5	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
6	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
7	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内

表 4-21 振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（振動関係）に係る届出

	届出の種類	根拠条文		届出の時期
		法律	条例	
1	設置の届出	6条1項	7条2項	設置の工事開始日の30日前まで
2	使用の届出	7条1項	8条2項	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
3	施設の数等の変更の届出	8条1項	9条2項	変更に係る工事の開始の日の30日前まで
4	施設の使用の方法の変更の届出		—	
5	防止の方法の変更の届出		9条2項	
6	氏名の変更等の届出	10条	13条2項	変更の日から30日以内
7	施設使用全廃の届出			廃止した日から30日以内
8	承継の届出	11条3項	14条3項	承継があった日から30日以内

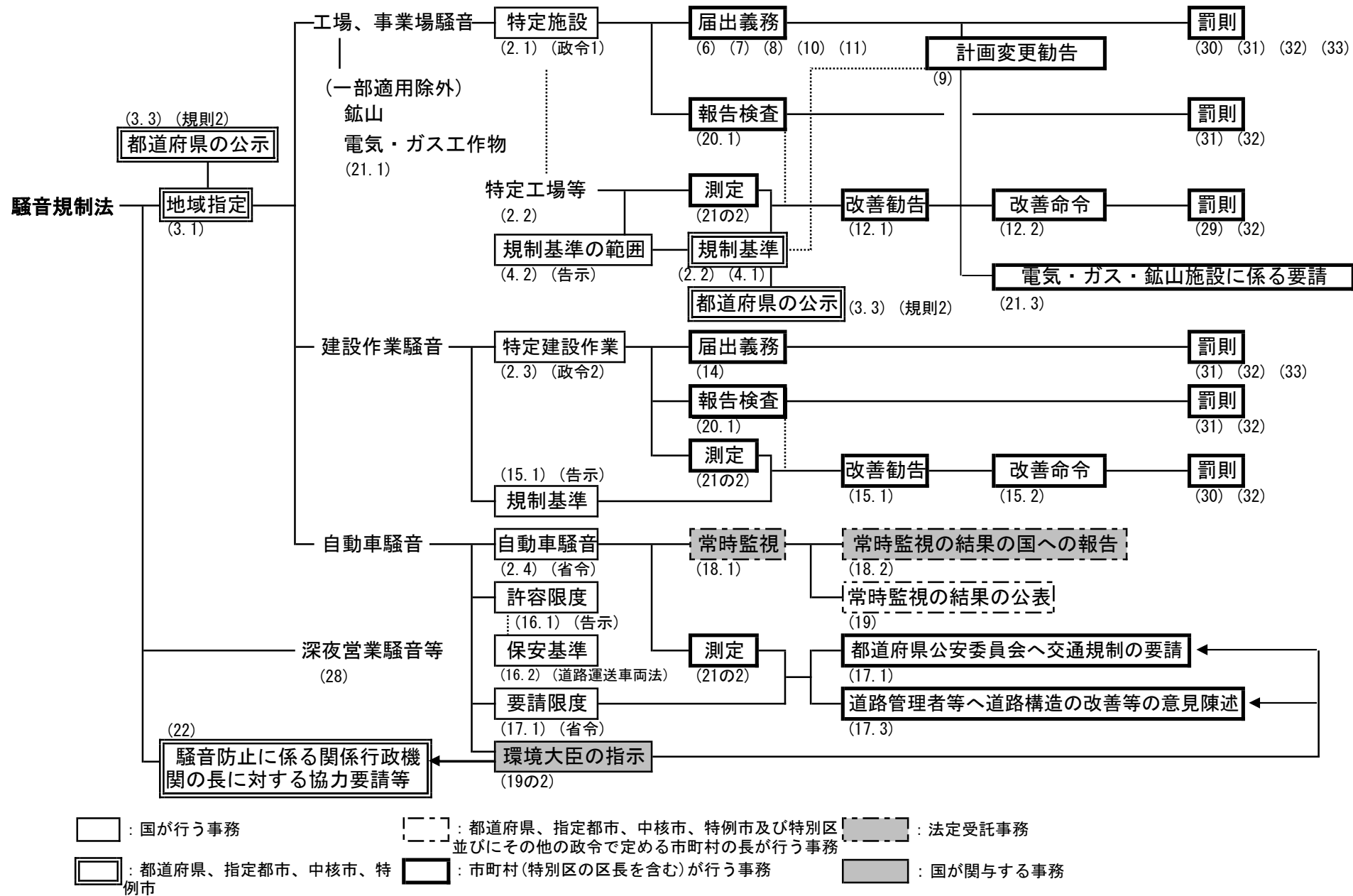


図 4-5 騒音規制法体系図

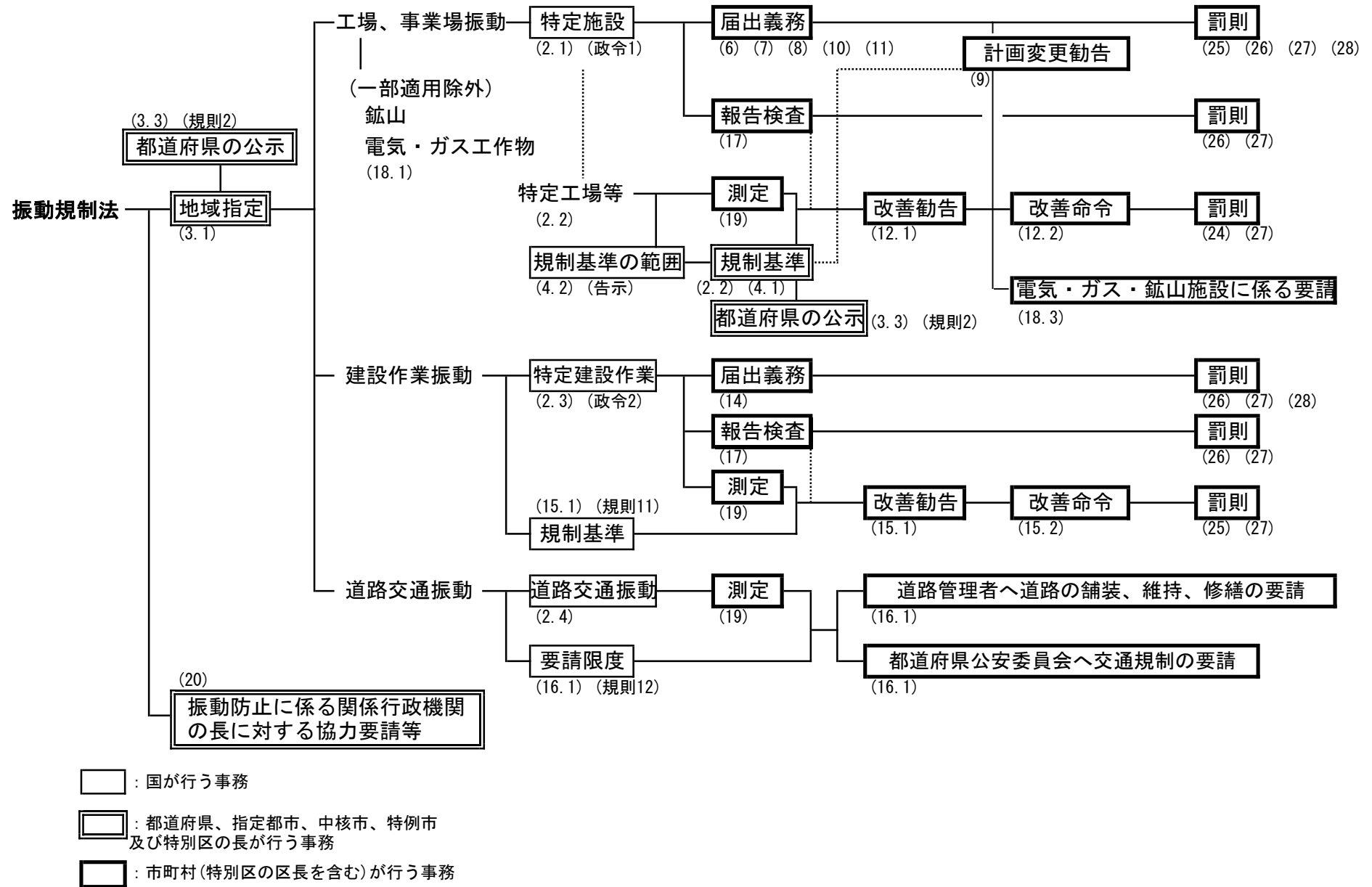


図 4-6 振動規制法体系図